

第 13 号

熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

熊本県食の安全安心推進条例（平成17年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（提案理由）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。